

明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務 仕様書(案)

本仕様書は、明石市（以下、「本市」という。）が行う「明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務」（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名称

明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務

2. 業務の目的

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）に基づき、2018年に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、温室効果ガスの削減に関する施策を推進しているところであり、2020年3月に表明した「気候非常事態宣言」に基づき、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すべく取り組みを強化しているところ。

国においては、昨年地球温暖化対策計画の見直しを行い、削減目標を強化するとともに、地球温暖化対策推進法を改正し、施策の実施目標や促進区域の設定などについて、市町村の地球温暖化対策実行計画に位置付けるとされたところ。

本業務では、それらの背景を踏まえ、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた本市の新たな削減目標を定め、脱炭素社会実現に向けた取り組みの推進を図ることを目的として、計画を改定する。

3. 業務の内容

本業務の実施にあたっては、環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・地域脱炭素化促進事業編）」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などで示される考え方に基づき、適切な方法で行うこととする。また、本市の上位計画や関連計画、国や県の関連計画との整合性を十分に図るとともに、「令和3年度明石市再生可能エネルギー導入ビジョン検討業務」の成果を反映させることとする。

（1）計画（素案）の作成

ア) 基本的事項の整理

計画策定にあたり、背景や目的、国内外の動向、本市の現行計画に基づくこれまでの取組の成果や課題、計画期間などについて整理する。また、都市形態等の類似した自治体における先行事例について調査・整理する。

イ) 温室効果ガス排出量の現況推計および将来推計

上記の環境省マニュアル等の考え方に基づき、温室効果ガス排出量の最新の現況推計を行うとともに、本市の地域特性を踏まえ、最新の統計値や予測値を基に、将来の温室効果ガス排出

量の推計（BAU および対策ケース（脱炭素シナリオ含む））を可能な限り複数パターンで行う。

ウ) 脱炭素ビジョンおよび温室効果ガス排出量の削減目標値の検討

イ) の温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえ、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けた脱炭素ビジョンおよび2030年の温室効果ガス排出削減目標値を検討する。脱炭素ビジョンはイラスト等を用いて視覚化するとともに、削減目標は、国や県の地球温暖化対策実行計画の部門・分野別の削減目標や削減根拠も踏まえ検討することとする。

エ) 施策の検討

削減目標とア) で調査した先行事例、国の地域脱炭素ロードマップなども照合しながら、以下の脱炭素施策を検討するとともに、改正地球温暖化対策推進法に基づき、設定すべき施策の実施目標を整理する。また、施策実施による削減効果や、環境・社会・経済の統合的な課題解決の観点も踏まえ、重点的に実施すべき施策を設定する。

- ・再生可能エネルギー利用促進に係る施策
- ・省エネルギーに関する施策
- ・脱炭素型のまちづくり（交通含む）に関する施策
- ・廃棄物発生抑制につながる施策
- ・環境・経済・社会の総合的課題解決するための施策
- ・その他、本市の地域特性を踏まえた具体的でかつ実行可能な施策

オ) 気候変動適応策の検討

本市における気候変動の影響の現況及び将来予測について調査し、その調査結果を踏まえた適応策を検討する。併せて適応策の推進方法について提案する。

- ・気候変動影響の現況と将来予測の調査
- ・予測を踏まえた気候変動のリスク・課題の分析
- ・適応策の立案
- ・適応策の推進方法の提案

カ) 計画の推進の検討

2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた効果的な推進体制及び推進方法を検討する。

キ) 実行計画（素案）の作成

これまでの調査結果及び施策内容を計画書（素案）としてとりまとめる。

(2) 会議等の支援

- ア) 環境審議会への出席（3回程度）および会議資料の作成支援を行う
- イ) パブリックコメントの意見募集結果に対する対応策の立案を行う

(3) 促進区域等の設定検討について

本市において再生可能エネルギーの導入を含む脱炭素の取組を重点的に進める促進区域等のエリアの候補を抽出し、当該区域において合意形成を図るべき利害関係者(ステークホルダー)の整理、合意形成手法、取組構想などについて、実現可能性も踏まえ検討・提案する。

4. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 業務報告書 | 2部 |
| ② 明石市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) | |
| 計画書 カラー、100頁程度 | 2部 |
| 概要版 カラー、8頁 | 2部 |
| ③ その他関連資料 | 1式 |
| ④ 上記データを格納した電子データ(CD-R) | 1部 |

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権(以下「著作権等」という。)は、本市が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6. その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、明石市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(3) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

(4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。